（特別調達資金出納官吏事務規程の一部改正）

第三条　特別調達資金出納官吏事務規程（昭和二十六年大蔵省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項から第三項まで中「厚生労働省所管」を「内閣府及び厚生労働省所管」に改める。

（歳入歳出外の国庫内移換に関する規則の一部改正）

第四条　歳入歳出外の国庫内移換に関する規則（昭和三十年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十六号、同項第二十七号及び同項第三十号中「厚生労働省所管」を「内閣府及び厚生労働省所管」に改める。

（国民年金法等に基づく保険料の納付手続の特例に関する省令の一部改正）

第五条　国民年金法等に基づく保険料の納付手続の特例に関する省令（昭和四十年大蔵省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

別紙書式中「厚生労働省所管」を「内閣府及び厚生労働省所管」に、「別紙第１号書式」を「別紙第４号書式」に改める。

（児童手当法に基づく拠出金等の納付手続の特例に関する省令の一部改正）

第六条　児童手当法に基づく拠出金等の納付手続の特例に関する省令（昭和四十六年大蔵省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

子ども・子育て支援法に基づく拠出金等の納付手続の特例に関する省令

本則中「児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）」を「子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）」に、「第八条」を「第四十条」に、「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十二条第九項」を「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十一条第九項」に、「第九条第二項」を「第四十一条第二項」に改める。

附則第三項中「「第八条」を「「第四十条」に改め、「児童手当法施行令（」の下に「昭和四十六年政令第二百八十一号。」を加え、「「第二十二条第九項」を「「第七十一条第九項」に、「同法第一条」を「一部改正法第一条」に改め、「改正前の児童手当法（」の下に「昭和四十六年法律第七十三号。」を加え、「「児童手当法」を「「子ども・子育て支援法」に、「「第九条第二項」を「「第四十一条第二項」に改め、「、別紙書式中「児童手当」とあるのは「児童手当及び子ども手当」と、「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と」を削り、同項を第四項とする。

附則第二項中「「第八条」を「「第四十条」に改め、「児童手当法施行令（」の下に「昭和四十六年政令第二百八十一号。」を加え、「「第二十二条第九項」を「「第七十一条第九項」に、「同法第一条」を「一部改正法第一条」に改め、「改正前の児童手当法（」の下に「昭和四十六年法律第七十三号。」を加え、「「児童手当法」を「「子ども・子育て支援法」に、「「第九条第二項」を「「第四十一条第二項」に改め、「、別紙書式中「児童手当」とあるのは「児童手当及び子ども手当」と、「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と」を削り、同項を第四項とする。

附則第一項の次に次の一項を加える。

２　子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条第一項の拠出金に関する規定を適用する場合におけるこの省令の適用については、「第四十条」とあるのは「第四十条（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号。以下「子ども・子育て整備法」という。）第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた子ども・子育て整備法第三十六条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。以下「旧児童手当法」という。）の規定による拠出金に係る子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第百六十六号）第七条の規定による改正前の児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号。以下「旧児童手当法施行令」という。）第八条を含む。）」と、「第九十一条第九項」とあるのは「第七十一条第九項（子ども・子育て整備法第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた旧児童手当法の規定による拠出金に係る旧児童手当法第二十二条第九項を含む。）」と、「同法の規定」とあるのは「子ども・子育て支援法の規定（子ども・子育て整備法第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた旧児童手当法の規定による拠出金に係る規定を含む。）」と、「第四十一条第二項」とあるのは「第四十一条第二項（子ども・子育て整備法第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた旧児童手当法の規定による拠出金に係る旧児童手当法施行令第九条第二項を含む。）」とする。

別紙書式中「児童手当」を「子ども・子育て」に、「児童手当勘定」を「子ども・子育て支援勘定」に、「厚生労働省所管」を「内閣府及び厚生労働省所管」に、「児童家庭局長」を「雇用均等・児童家庭局長」に改める。

附　則

１　この省令は、子ども・子育て支援法の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。ただし、第二条中歳入徴収官事務規程別紙書式第四号の四の二中「厚生労働省所管」を「内閣府及び厚生労働省所管」に改める改正規定は平成二十七年十月一日に施行する。

２　この省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

３　第三条の規定による改正前の特別調達資金出納官吏事務規程の規定は、平成二十六年度以前の特別調達資金に属する現金の出納に関する事務については、なお効力を有する。

４　第四条の規定による改正前の歳入歳出外の国庫内移換に関する規則の規定は、平成二十六年度以前の国庫内移換に関する事務については、なお効力を有する。

○財務省令第四十二号

関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第十四条及び第二十六条の規定に基づき、関税暫定措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日　　財務大臣　麻生　太郎

関税暫定措置法施行規則の一部を改正する省令

関税暫定措置法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第七条の表以外の部分中「第二項」を「第三項」に改める。

別表第六一類の項中「紡織用繊維の糸」を「紡織用繊維の織物類又は編物」に改める。

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

○財務省令第四十三号

国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第一条第一項及び戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）第五条第五項の規定に基づき、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第五条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日　　財務大臣　麻生　太郎

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第五条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令の一部を改正する省令

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第五条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第九回特別弔慰金国庫債券」を「第十回特別弔慰金国庫債券」に改める。

第二条中「二十四万円」を「二十五万円」に改める。

第五条中「六年間」を「五年間」に改める。